

# 琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 岸・マッカーサー  
予備会談（於東京） 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/44167">http://hdl.handle.net/20.500.12000/44167</a>

第二回

# 大臣

岸総理・マツカーサー米大使会談要旨

(訪米予備会談第二回)

昭和三三 四一三  
文書課長

四月十三日(土)、岸総理はマツカーサー米大使を外務省に招致して、午前九時十分より十時四十分迄の約一時間半、訪米予備会談の第二回を行つた。要旨左の通り。

(同席者、大野次官、千葉アメリカ局長、モーガン参事官、ラム一等書記官、竹内)

一、総理より、水曜日の会談において述べた当方の見解に対し、御意見あれば伺うこととすべしと述べたところ、大使より手書のメモを呈として左の通り述べた。

(1) 先回のお話は最大の関心を以つて伺い、又頂いた書物を后刻注

1/10

極秘

意深く研究した。前回示唆された如く、今后総理より具体的なサ  
ヂエスチョンが行われることと思うが、之は最も歓迎するところ  
である。その前に、自分より前回の総埋の述べられたところにつ  
き、若干の意見を申し上げたい。総埋と同じく率直に申上げるにつ  
き御了承ありたい。

第一に自分は、日米両国の基本的利害が一致しているとの御見  
解に全面的に賛成し、かつ之を歓迎するものである。

第二に両国間の友好關係増進上、支障となつてゐる各種の障害  
を取除くために凡ゆる可能な措置を取りたいとの総埋の御希望に  
ついては自分も亦見解を全く同じくするものである。

第三に総埋の日本国民感情のに関する分析は極めて興味深く伺つ  
たが、自分は当地着任間もなくでもあり、判断の根拠を有しない

が、次の二点は極めて重大なものと感じる。

(イ) その一つは、米国の外交政策は戦争をもつて共産主義勢力を打倒することを目的とする、戦争政策であるとの日本国民の考えであり、

(ロ) その二は、日本国民は共産主義よりも戦争をより嫌悪するとの点で、これは共産主義侵略が起つた場合、重大な意味をもつものである。

いずれ適当な機会に次の三点（最後の点については引続き伺うこととなる）について、総理のお考えを伺うことといたしたい。  
すなわち

(イ) 日本国民が米国の政策について誤つた見解をもつに至つた理由  
(ロ) 日本国民が自由を守るに当つて、戦争よりも共産主義を選ぶと

いう理由。

(1) かかる誤れる見解を是正するために採るべき措置。

(2) 次に、戦後の推移を簡単に振返つて、日本国民の米国の政策についての考えがいかに誤つてゐるかをみたい。戦争直後米国は戦時中維持してゐた千五百万の軍隊を百万に減少せしめた。しかるにソ連はヨーロッパ及びソ連内に膨大なる軍隊を維持し続けたのである。米国が再軍備を開始したのは比較的最近のこととて、共産主義の暴力と、脅迫と、侵略の政策が朝鮮における侵略、チェッコスロバキアにおける革命、ギリシアにおける大暴動の使そ<sup>う</sup>によつて明らかになつたためである。また一九四七年米国が原爆の唯一の所有国であつた際、米国は国連による原爆の管理を提案したのであるが、ソ連が信頼しうる監察制度の採用を拒否したため成立しなかつた。さら

に米国は、戦後五六〇億ドルに上る対外軍事、経済援助を共産主義より自由を護るために支出したのである。

他方ソ連は、この間なにをなしたのであるうか。ソ連は暴力と脅迫の政策をバルト三国、チェッコスロバキアポーランド、ハンガリト、ブルガニア、ルーマニア及び東独において追究し、これら諸国を鉄の掌握下に置き、またギリシアにおいて前述のとおり大暴動を誘発せしめたのである。ソ連はまた至るところにおいてインファイルトレーションとサブバージョンを図り、それはフランス及びイタリアにおいててもつとも顯著であつた。さらに最近においては中近東に多量の武器を送り、この地域における最近の事態を招くに至つた。ソ連はまた衛星諸国の経済を搾取し、自国の用に供している。スターリンの死後においてもソ連のこの種の政策になんら変化なきことは、

先般のハンガリー事件、さらに最近におけるノルウェー、デンマーク及びアイスランドに対する脅迫振りをみれば明らかである。

さらに中共はこの間なにをしたであろうか。中共は朝鮮において侵略を行い、インドシナ、ヴェトナム、チベットに大量干渉を行い、フィリピンに騒乱を起し、ビルマ、ラオスその他東南及び南アジアの諸国に対してサブバージョンを行つた。

この間米国は、大統領その他政府当局において声明を行い、米国の平和的意図を明らかにし、国策遂行の手段として武力を使用すべきでないことを明らかにしようと努めた。スエズ問題はわれわれのこの立場を遺憾なく明らかにせるものである。米国は、各国が道義を守ることを期待し、いずれの国による武<sup>カ</sup>力の使用もこれを認めることはできない。武力の使用について友好国に対し一つの規範をも



つて臨み、敵に対してはこれを異つた規範をもつて当ることは許されない。米国の古い友好国たる英、仏両国に対してかかる立場をとることは容易なことではなかつた。われわれは一度は武力の使用を認めるならば、再び戦争が起り、人類は再び世界動乱の悲劇に見舞われるものと確信している。この同じ期隣において、ソ連は暴力及び武力の使用に訴え、中共また武力の使用を放棄する意図がないことをわれわれはみた。もし万一再び戦争があるとすれば、しかして自分は戦争を予言するものではないが、その戦争の惨禍及び規模たるや、われわれの想像を絶するものがあるろう。

自分はこのような世界の事態について何故に日本国民が重大な誤解と、誤つた見解をもつに至つたかについて、何時かさらに総理の御見解を伺いたいと思う。只今のところは自分は二つの自分の考えを

あえて申上げてみたい。これは間違っているかも知れぬので、単にこの考えを披瀝するに止めたい。

(イ) その一つは、従来の日本政府はある程度理解できる理由によつてではあるが、日本国民に対して現在の世界情勢の性格を、またなにか窮極において日本国民自身の利益であるかの点に立脚して厳しい現実を十分理解せしめる努力を行わなかつたのではないかと  
思う。

(ロ) その二は先回総理も述べられた如く、日本の新聞が揃つて一方的な報道を行うことではないかと考える。最近かかる一方的な偏つた報道として自分を驚かせたのは、クリスマス島における英国の原水爆実験に関する非難であり、これはソ連が過去十日間に三回も原水爆実験を行つたに拘らず、なんらの非難もなされていな

いことと対蹠的である。英国は実験の予告を行い、予防措置を講ずる期間を与えるが、ソ連はなんらかかる予告を与えないのである。また日本の科学者によれば、日本上空の放射能増加の七五％はソ連の原水爆実験によるものとの由である。英国に対する非難は激しいが、ソ連に対してはたとえば昨日は日本タイムス一紙のみに北西方面よりする異常な空気の振動が感じられたことが伝えられているにすぎない。もし日本が真に放射能の影響について心配するならば、真に日本の利益のためには新聞などにて現在と異つた取扱いがなされてしめるべきものと思う。

自分は当地に新らしく、事情が十分解らないが、日本の新聞の所有者、編集者らはマルキシズムにはなんら興味をもたぬ保守主義者であるに拘らず、その新聞が偏向的な報道をなすことは、こ

れを批判するわけではないが、自分の全く理解しえないところである。

(3) 最後に、日米関係において重要な他の一面たるアメリカの世論の分野において二、三の点につき簡単に述べてみたい。

(イ) たとえば、米国においては日本は米国の援助を当然のこととしており、日本経済が著るしく改善された今日においても日本側において十分な努力をしていないという考えが一部に流布されている。このような考え方を是正するためにはいかなる措置をとるべきか、研究の要がある。

(ロ) また日本人は意識的に反米であるとする一方的な誤った考えを故に表示しようとする向があり、これまた是正せねばならぬ点である。

(イ) さらに米国では、日本が生きるためには輸出しなければならぬことにつき十分な理解がない。米国政府当局としては、日本が生るためには輸出しなければならぬこと、日本のため米国市場のシェアを確保しなければならぬことの重要性につき、公式に発言しているが、個々の人達には必ずしも理解されていない。

以上自分は、総理のお手本にならない外交官としてではなく、極めて卒直に申上げた次第である。問題と取組むためにはこのような態度が必要であると思う。総理より卒直な各種のサジホスチョン（サジホスチョン）をなされることを大いに歓迎するものであり、これら（サジホスチョン）に対しては同情ある考慮を加えることを確言する。

一 総理より、先回自分が述べた日本の国民感情は、ありのままに述べたのであり、国民の考えが正しいと申上げたのではない。特に戦争上

り共産主義を好む云々は、自分は正しいとは思わない。ただそういう考えがあるというのをいつたのである。この点については、これを是正する方策を提案する際にさらに詳細に申上げる。また只今アメリカの国民感情につき卒直な話を聞いたが、日米協力の本体を正当ならしめるためには、日米双方のかかる感情をそのままとしておくことなく、これを究明し、その是正策を考えねばならぬと述べたところ、「マ」大使は、国民感情を是正しているわけではないと。この点は先回総理のお話でも明らかにされており、十分承知している。問題はお話のとおりいかにこれを是正するかにあると述べた。

一 総理より、その意味においては日本側の考え全体を把握された方が便宜と考えるので、次の議題に移りたしとして、安全保障問題及び領土問題に関する別添甲及び乙の趣旨を述べ、かつこの両者の書物

を先方に手交した。

次いで総理より、日本側の考え方の全貌をなるべく早く示した方が便宜と思つたので、今回は引続き次の議題に関する当方の考えを述べることとしたと述べ、先方これを了承した。

一 総理より、先ほどのお話の中で経済問題に<sup>ふられ</sup>たが、先般アイゼンハワー大統領が記者会見において友邦の対共産圏輸出統制問題と日本の貿易性に対し考慮を払うべきであるとの意向を表明されたことは、米國政府の理解ある態度の現れとして、わが国官民のプレゼンテーションするところであると述べたところ、大使は右を大統領に報告方約した。

二 「マー」大使より、安全保障及び領土問題に関するプレゼンテーションは極めて興味深く伺つた。これらのサジェスションは基本的な

性格 ( basic and fundamental character ) のものであり、広汎、

かつ根本的意味 ( wide and fundamental import ) を有するものである。

それはただに日米両国をインヴォルヴするだけでなく、アジア全域における多数諸国の安全と、またおそらくは生存をもインヴォルヴする ( involve the security, and perhaps survival, of many countries in the whole

area of Asia ) ものと考える。本件は本国政府にトップ・シ

クレットとして、少数の関係者の眼にふれる如く配意して伝達すべし、本件の機密保持には特に留意すべきものと思う。自分としては慎重に検討した上コメントすることといたしたいが、サジエスチヨンのあるものは極めて重大な性質のものと思われ、その実現に多大の困難 ( obstacles ) があり、またこれに関連して各種の困難な問題が提起されることが予見される。



ただこれらのサジェスチョンについては、慎重、かつ真剣な考慮が加えられるであろうことを総理に確言する。自分がコメントしように至つた場合は、早速千葉局長にその旨連絡することとして、思慮深い慎重な考慮を要する本件に対し、今直ちにコメントすることは差控える。日米両国の将来の關係に影響を及ぼす本件は慎重な考慮を要するので、コメントしきるまでに若干時間を要する点了承ありたいと述べた。

一、次いで本日の会談につき新聞記者に聞かれた場合の応対ぶりとして、別添丙を打合せた後、次官より全くのスケレトンなるが一応の日程案を作成したので、なんらサジェスチョンあれば伺いたし、なお六月二十七日ないし二十九日をブランクとしてあるのは、カナダ政府よりの招待を予定しおるも、未だカナダ側より確答がないためであると説明して、別添丁を手交し、会談を終つた。

第二回会谈終了に際してのわが方提案

議題に含まれている問題について、まず日本側の考え方を披瀝した方が、貴方においても、わが方の全体の考え方を把握させる上に好都合と考えるので、御異存なければ、次回の会谈では次議題<sup>の</sup>についてのわが方の考え方を引続いて述べることといたしたい。

（三三三・四・一三）

極秘

極秘

第二回総理マツクアーサー会談に対する方針（案）

一、予想される米側の反応

(1) 日本国民の反米感情の各項目について、具体的にその広さと深さを質問するであろう。

(2) 米国の世界政策特にその軍事政策の意義を説明しその正当性を主張するであろう。

(3) 安保条約については、戦後の世界における集団安全保障の意義を説き、日本国民が、自由主義陣営諸国間の連帯関係を強化することが、日本自身の安全を確保する所以であることを、よりよく認識すべきことを強調するであろう。

二、右に対するわが方の方針

前回の日本側のオブザーベーションは、その際にも述べた如

(22) 三三・四・一三

く、日本国民が米国の政策に対して懐いている感情を、率直に述べたもので、これは日本政府自身の米国の政策に対する批判乃至非難を直ちに意味するものにあらざることを述べるとともに、この様な国民感情が現実に存在しているという客観的事実を米国側が充分認識することを希望する旨を更めて強調することとする。従つてこの様な国民感情を緩和ないし除去するため、如何にすればよいかという問題は、続いて行われる議題についての討議に際して相互に充分且つ率直な意見を交換すべき旨を提案することとする。

前記米側の見解 (A)(B) に対し表明すべき取り敢えずのわが方見解は左によることとする。

(1) 共産国の侵略的意図を挫折せしめ、世界平和を維持する為には、

共産側に対する軍事的優位を維持しなければならぬというこ  
とには、日本政府も原則として同意見である。この問題につい  
ての更に詳細なる米國政府の考え方については、議題(六)の國際  
情勢の検討に當つて、更に充分な意見の交換を行うこととする。

(四) 日本國民が集團安全保障の意義を更によく認識するためには、  
まず日本國民の防衛意識の昂揚を図り、集團安全保障機構を日  
本がゆくゆくは憲法を改正することを考えなければならぬ。

受け入れ得る様な國內態勢を除々に築いて行くことが先決であ  
る。その様な空気を醸成するためにも、現在の安全保障条約を  
非とそれに伴う諸般の問題について充分なる再検討を加えるこ  
とが是非とも必要であることを強調する。(総理個人の考えと  
しては、終局的には日本も米國との間に、眞の意味の相互防衛

えつて米国は、米国の軍事的利益のために日本を再軍備しよう、と企図しているとの印象を与え勝ちである。(その最もよき例は日本に対する誘導兵器供与に関する発表)

他方ソ連中共側はいわゆる平和攻勢の名の下に専ら米国の侵略的意図の宣伝に努めている。

この様な事情は知らず知らずの間に、日本国民に米国の政策が何か危険なものを包蔵しているとの印象を与えていることは、無理からぬ所である。

態勢を確立することを目標とすべきことを述べることとする。) なお米国の軍事政策が何故に日本国民にとつて戦争政策であるかの如き印象を与えているかについては、前回述べた事情を更に敷えんして、次の如き実情が指摘され得る。

米国政府要路者(米国議会を含む)の日本に対する発言の多くは、日本の再軍備(再軍備という言葉自体が好ましくない)に關するものであり、又日本に來訪する米国の要人特に軍部關係者はほとんど例外なしに、日本の防衛努力の不足に言及する。更に原子部隊の対日派遣の報道はもちろんであるが、その他米國は日本に対し積極的に軍事援助に努力しているという趣旨の米国政府の当事者による、発言さえも、そのことが米国政府の日本援助の好意にもとづく発言であつても、日本国民には、か

極秘

別添甲

日米予備会談資料三ノ四

(議題 三十一A)

安全保障態勢

安全保障と防衛の分野における兩國の協力関係を日本国民の十分な支持の上に立つて強化し、維持するためには、日本側資料二の別添の第十項に述べた如き、日本国民の米国の軍事政策に対する不安と、日本に對する従属的地位に對する不満とを解消せしめることが緊要であると考える。この目的のために、次の如き政策と措置がとられることを提案する。

一 兩國政府の平和政策の再確認

兩國政府は、安全保障に關する兩國協力の第一義的目的は、極東における戦争を防止し、世界平和の維持に貢獻することにあることを再確認するものとする。特に右の再確認に當つては、米國政府



何れかの國にふる

は極東地域において非産國の明らかなる侵略が行われまい限りは、  
同地域の現状を變更する目的をもつて、日本その他の極東地域に駐  
留する軍隊を行使するいかなる意図をも有しないことが強調されるべ  
きである。兩國政府はまた國策遂行の手段として軍事力を行使しよ  
うとする極東地域における諸國のいかなる企図をも支持しないとい  
う兩國政府の意図を確認するものとする。

このよりの政策が、兩國政府によつて積極的に宣言されるならば、  
日本政府が兩國政府共通の政策の<sup>利益</sup>基本的目的についての日本國民の  
啓発を一層強力に推進する上において大いに役立つこととなり、日  
本政府は、日米離間を目標として、ソ連、中共が現在強化しつつあ  
るいわゆる平和攻勢に対し、有効に対抗しうることとなるであろう。

極秘

二 真のパートナーシップの確立

(一) 安全保障条約の改訂について

(1) 日本は、いまや自国の防衛について非本邦責任を負えぬ本邦の力をもつに至っている。また、昨年十二月には、国際連合に加盟を認められた。安全保障条約締結当時に存在しなかつたこのような新しい事態にかんがみ、私は、これに適合するように安保条約が改訂されることを希望する。

(2) 改訂の要点は、次のとおりである。

イ 条約の実施は、原則として兩國政府の合意によつて行われるものとする。

ロ 国際連合憲章との関係を明らかにすること、たとえば、行政協定第二十四条にいう「共同措置」が執られた場合の

方だけ

安全保蔵理事会に対する報告等

ハ 条約の有効期間に関する第四條の規定を改め、五年間は  
確定的に有効で、その後はいずれかの締約国が一年の予告  
で廃棄しない限り、無期限に効力が継続することとする。

(5) 右は、現行条約を修正するだけであつて、これに代る「相  
互防衛条約」を締結せんとするものではない。修正点は、い  
ずれも「相互防衛」であるといふとにかくかわりないものであ  
る。

(4) 米軍が日本にいること自体に反対する者は、安保条約の表  
現をいかに改めてもこれに反対し続けるであろう。しかし、  
今の世界情勢の下では、日本の安全を確保するためには米國  
の協力を得るほかないが、現在の安保条約体制は支持し難い

とする者が時に知能階級に多いことを忘れてはならない。これらの者が公然と、なんらの留保なく日米兩國間の協力関係を支持できるように現情を改めることは、兩國の将来に測りしれない利益をもたらすものと確信する。<sup>ト</sup>付だし、兩國間の安全保蔵における協力関係が可能な最大多数の日本国民によつて支持されるようにすることこそ、兩國間にゆるぎない友好協力関係を発展させるための基礎をつくるゆえんであるからである。

(二)日本の自衛隊の増強、米軍の撤退並びにその他の関連事項

兩國間に其のパートナーシップを確立するためには、安保条約を改訂することが必要であるばかりでなく、防衛態勢について、次の如き實際上の措置を執り、日本國民をして、日本防衛についての自主的立場を自覚せしめるべきである。

(1)日本の自衛隊の増強

国防会議は、極く最近の中に、防衛庁が策定した防衛計画について、積極的且つ慎重なる審議を開始し、長期防衛計画（昭和三十五年を終期とする三カ年計画）について、政府としての正式決定を出来る限り速かに行うこととなつてゐる。私が渡米する時期までに、少く共計画に含まれるべき基本的な事項について、国防會議の決定を行うことを期待してゐる。国防會議

の審議の経過については逐次貴大使に告知をすること、御免。

計画は、純軍事的見地から見れば不満足であるかもしれないが、これが実行されれば、日本が自国防衛の第一次的責任を引き受ける上において実質的な進展を示すこととなるであろう。

計画は法律上、政治上、経済上その他の各種の事情を考慮に入れ、日本の能力の範囲内における最大限の努力を示すものであることを強調したい。このような計画を上回る如意増強を望むることは、日本国民の中に極めて好ましからざる反響を起すのみであつて、そのことは南支の基本的利益にとつて有害である。望ましくないと考ふる。

### 何れの日米軍の撤退

ソ連、中共の軍事的潜在的可能性に鑑み、日本に米軍が駐留することの戦略的重要性を過少評価するわけではないが、如何

なる程度の米軍兵力が日本に維持されなければならぬかとい  
う問題は、軍事以外の要素をも考慮に入れて、より広い観点に  
立つて考慮されるべきである。この点に關連し、現在の極東の  
情勢下においては、共産国に対して、日本に在る現兵の米軍兵  
力を誇示するよりも、日米兩國の防衛上の結合が日本国民によ  
つて充分に支持された確固不動のものであるといふことを共産  
国に認識せしめることの方が、遙かに重要であることを指摘し  
たい。このことを念頭に置き且つ日本の自衛隊の増強を考慮に  
入れて、在日米軍が陸上戦闘部隊の完全撤退を含み、可能なる  
最大限日本より撤退することが最も望ましい。この事は、日本  
国民をして自國防衛の責任を自覚せしめる目的にも副うてある  
うことは疑のない所である。

他の関連事項

(1) 米軍基地

日本の自衛隊の増強と米軍の撤退は、米軍軍事基地の相当部分の日本側への返還を可能ならしめることが期待される。不可欠の軍事施設はたとえ米軍撤退後といえども、有時の間に備えて、米軍の使用に供され得るよう維持されるべきことはいうまでもないが、同時に米國政府が、現存米軍施設の使用条件に全面的検討を加えて、日本国民の受けている不便をいし困難を緩和するための有効なる實際的措置をとることを強く希望する。

(2) 防衛に関する協議機関の設置

前記の各問題を協議する目的をもつて、兩國政府間に協議



~~機関が設置されることを提案する。この様な機関は、両国政  
府の軍事専門家のみならず、機関における討議に含まれる各  
種の問題に関係ある、両国政府の高級職員をもつて構成さる  
べきである。~~

日米交渉(全訳資料四)  
(議題二一B)

領土問題

割増乙

一 米國政府は、従来しばしば極東における緊張状態が続く限り沖繩諸島におけるその地位を保持する必要がある旨を声明しているが、沖繩諸島が西太平洋における米國の防衛線の一環として重要な地位を占めていることは推察できる。しかし日本自身もこの防衛線の一環であり、またそのゆえに現に米軍の配備を認めているわけである。なぜこれらの諸島に限って行政、立法及び司法の三権を行使するところが軍事上必要であるのか、日本国民の理解し難いところである。また小笠原諸島などに従前の住民の復帰を認めることがいかなる軍事利益を害することになるのかも、まだ米國政府によつて明らかにされたことがない。

二 沖繩の内部の情勢は、現在の状態のまま推移すれば、ときと

極秘

もに悪化していくであろう。これは、これら諸島に大きな軍事上の重要性を認める米国にとつても重大な関心事でなければならぬ。また日米両国の協力関係の進展を阻害している最も大きな要因の一つがこれら領土のステイタスに関する問題であることは、いまさらいうまでもない。従つて自分は、日米両国の共通の利益という観点から、この領土問題を解決するための一案を提案したい。それは、日本国との平和条約第三条後段に基く米国の施政権の行使に一定の期限をつけるということである。

三 右は米国政府から日本政府に対して、次のような意向を通報するという形で行われらるであろう。

(1) 米国は、日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を十年後に日本国のために放棄する。もつともそれ以前におい

ても、右の権利を行使する必要がなくなつた場合には、直ちにこれらの諸島を日本国の完全な施政權の下に復帰せしめる。

(四) 米国がその権利を行使している期間内においても、

(1) 沖縄諸島においては、住民の自治が可能な最大限まで認められ、軍事上の必要と兩立する限り日本国政府機關の行政權が行使されることを認める。那覇にある日本政府連絡事務所は勤務する日本政府公務員が現地の諸問題について、現地に派遣されている米國政府の代表者と協議することを認める。

(2) その他平和条約第三条の諸島については、できる限りすみやかに、従前の住民の漸進的復帰及び(または)これら諸島のうち軍事的必要の比較的薄いものの日本国の完全な施政權下への返還を進める。

前記  
（イ） 前記の期間の経過後においてなお極東の緊張状態が十分に緩和

される見込がないと認められるときは、両国政府は、これらの諸島において共通の防衛上の利益を擁護するためとりうべき方法について協議を行う。

四 これら諸島の住民のみならず、日本国民一般は、~~日本~~ <sup>米子</sup>はこれら諸島におけるその現在の地位を半永久的に保持するつもりではないかと危惧している。米國はこれら諸島に永久にとどまるつもりはないと、米國政府当局者がいかに強調しても、極東の事態が根本的に変ることには予見しうる将来には期待しえず、しかもそのよりの事態の変化があつたかどうか、一に米國の認定にかまつている限り、右の危懼は払拭されないである。これを払拭することは、米國による施政権の行使に明確な期限をつけることによつてのみ可能である。

う。また平和条約第三条 後段の規定に基く米国の権利は、その性質  
上暫定的なものであると解せられるが、上記の米国の権利は、  
本政府がアオノレヲシして、兩國政府間の意見の一致を以て  
オオスることによれば、これら諸島における米国の地位及びこれを  
めぐる日米兩國間の関係を安定した基礎の上におくことにもなる  
と思ふ。

別表

長期防衛計画

(主要兵力目標)

(目標達成時期)

陸上自衛隊

自衛官一八万

一九五八年または一九五九年

海上自衛隊

(艦艇 一萬一千ト  
航空機 約二三〇機)

一九六〇年

航空自衛隊

航空機一、三〇〇機  
(うち実戦機七七七機)

一九六〇年

CONFIDENTIAL

別添甲

Japan-US Exploratory Talks  
Japanese Paper No.3 (Agenda 2-a)

Security and Defense Arrangement

In order to secure the full support of the Japanese people in consolidating the cooperative relations between Japan and the United States in the fields of security and defense, I believe it essential to dispell such apprehensions entertained by Japanese people about the United States military policy and their dissatisfaction with what they consider to be the subordinate position of Japan with respect to the United States as described in our paper No.2. For this purpose, the following policies and measures are suggested.

I Reaffirmation of the policy for peace

The two Governments should reaffirm the primary purpose of cooperation between the two countries in security arrangements which is to prevent war in the Far East, thus contributing toward the maintenance of world peace. Particularly, it should be emphasized in such a reaffirmation that the United States Government has no intention whatsoever to utilize its armed forces stationed in Japan and other Far Eastern areas unless overt aggression occurs in these areas. The two Governments should also confirm their intention that they will

not



not support any attempt by countries in the Far East to use their military force as a means of furthering their national policies.

If these policies are positively declared by the two Governments, it will greatly help the Japanese Government in strengthening its efforts to enlighten the Japanese people to the common interests of the two countries, thereby enabling the Japanese Government to effectively counter-attack the so-called peace offensive now being intensified by the Soviet Union and Communist China which aim at alienating Japan from the United States.

## II Establishment of true partnership

### 1. Revision of the Security Treaty

(1) The defense forces of Japan have now been strengthened to the extent that Japan can share with the United States armed forces in Japan responsibility for its own defense. Since December last year, Japan has become a member of the United Nations. In view of those circumstances which did not exist at the time of the conclusion of the Security Treaty, I believe it desirable to revise the Treaty so as to make it more consonant with these new developments.

(2)

(2) The basic principles of revision may be summarized as follows:-

a. Disposition and use of U.S. forces under the Treaty will in principle be effected through mutual agreement.

b. Relationship between the Treaty and the United Nations Charter will be clarified (e.g. reporting to the Security Council of measures taken under Article XXIV of the Administrative Agreement).

c. Article IV of the Treaty will be amended to the effect that it will be in force for five years and thereafter will so remain indefinitely unless terminated by either party at one year's notice.

(3) These changes may be made by way of amendments to the present Treaty. The conclusion of a Mutual Defense Treaty to replace the present Treaty is not contemplated. The suggested revisions may be made regardless of whether the Treaty envisaged is of the "mutual defense" type or not.

(4) Those who oppose to the very presence of United States forces in Japan would continue to do so however the Security Treaty may be amended. But we must not

forget

forget the fact that there are also many Japanese, especially in the educated classes, who recognize the necessity or advisability of having the United States' co-operation in maintaining Japan's security but find it difficult to support the security arrangement as it is presently constituted. If it were remodeled so that they could support our co-operative relationship openly and without reservation, it would produce inestimable benefit to our two countries in their future relations.

2. Build-up of Japan's Self-Defense Forces, and related matters

In order to establish a true partnership between the two countries, such practical measures as mentioned below should also be taken. Such measures are designed to make the Japanese people more conscious of the responsibility for the defense of their own country.

(1) Build-up of Japan's Self-Defense Forces

The National Defense Council will shortly start active and careful deliberations on the three-year defense plan ending in 1960 which has been developed by

the

the Defense Agency (see Table attached hereto). The Japanese Government will formally decide on the defense plan as soon as it is adopted by the Council. It is expected that at least the basic points to be incorporated in such a plan will be decided by the National Defense Council by the time of my visit to Washington. I shall inform you from time to time of the progress of deliberations in the National Defense Council.

If such a plan, although it may not be considered adequate from the military point of view, is carried out, a substantial progress will have been made by Japan in assuming the primary responsibility for the defense of Japan. It is to be emphasized that the proposed plan represents the maximum within the capabilities of Japan, considering various circumstances, political, economic and otherwise. ~~Any attempt to increase the defense build-up over the plan will under the present circumstances cause undesirable repercussions among the Japanese people, and may not be in accord with the fundamental interests of the two countries.~~

(2) Withdrawal of U.S. Forces

Although the strategic importance of the stationing of the U.S. forces in Japan should not be underestimated, the question of the strength of the United States forces which needs to be maintained in Japan should be con-

sidered on a broader basis taking into account various factors other than the military. It is to be pointed out in this connection that it is far more important, under the present situation in the Far East, to make the Communist powers realize that there exists a solid tie-up for defense between the two countries, fully supported by the Japanese people than to display the military strength of the United States forces in Japan. With this in mind and also taking into consideration the build-up of Japan's Self-Defense Forces, it is most desirable that the United States forces be withdrawn from Japan to the maximum possible extent, including a complete pull-out of the ground combat forces. Such a measure will undoubtedly serve the purpose of awakening the Japanese people to their own responsibility for the defense of Japan.

(3) Military bases

It is expected that the build-up of Japan's Self-Defense Forces and the withdrawal of U.S. forces will enable a greater number of U.S. military bases in Japan to be released. It is needless to say, however, that essential military facilities should be kept ready for use by United States forces in case of emergency

even

even after their withdrawal. It is desired that the United States Government make at this time an overall review of the existing facilities and the conditions of their use, with a view to alleviating inconveniences and hardships to the Japanese people.

Attached Table

LONG-RANGE DEFENSE PLAN

	Major Force Goal	Target Year
Ground Self-Defense Force	Personnel 180,000	1958 or 1959
Maritime Self- Defense Force	Vessels 111,000 tons	1960
	Aircraft 220	1960
Air Self- Defense Force	Aircraft 1,300 (Combat Plane 777)	1960

CONFIDENTIAL

84  
添

2

Japan-US Exploratory Talks  
Japanese Paper No. 4 (Agenda 2-b)

TERRITORIAL PROBLEMS

1. The United States authorities have repeatedly declared that it is necessary for the United States to maintain its position in the islands mentioned in Article 3 of the Peace Treaty with Japan so long as conditions of tension exist in the Far East. It is not difficult to see that the Okinawa Island has considerable importance as a link in the chain of defense of the United States in the West Pacific area. But for that matter the main islands of Japan also constitute a part of such chain and that is the reason why the United States armed forces are maintained in Japan. The Japanese people find it difficult to see, therefore, what military necessity there could be, only in the case of these southern islands, for the United States to exercise the powers of administration, legislation and jurisdiction over these islands. Nor has it ever been explained what military interests are liable to be jeopardized by allowing the return to the Bonin Islands of their former inhabitants.
2. If left alone, it is feared that internal conditions in the Ryukyus will gradually deteriorate as years go by.

This



This should be of no small concern for the United States which attaches great importance to its position in these islands. Besides, public sentiment concerning the present status of these islands presents a serious obstacle to the furtherance of cooperative relations between our two countries. In view of this situation I should like to make a suggestion concerning the problem which, I think, will be to our mutual interest. The idea is to set a time limit for the exercise by the United States of the powers under Article 3 of the Peace Treaty.

3. This may be effected in the form of a note of the United States Government informing the Japanese Government of the following intentions.

- (1) The United States will relinquish in favor of Japan all rights and interests under Article 3 of the Peace Treaty after ten years. However, even within this period, the islands may be fully restored to Japan as soon as the necessity ceases for the United States to exercise the civil powers.
- (2) Even during the period of United States jurisdiction,
  - a. With respect to the Ryukyu Islands, the autonomy of the inhabitants will be encouraged to the maximum extent, and various Japanese Government agencies

agencies will be permitted to exercise their functions, so far as is compatible with military requirements. Officials assigned to the Japanese Government Liaison Office at Naha may consult with the representatives of the United States Government about local problems.

- b. With respect to the other islands mentioned in Article 3 of the Peace Treaty, former inhabitants will be permitted to return progressively, and the islands of lesser military importance will be fully restored to Japan, as expeditiously as possible.

- (3) In case it is deemed unlikely that conditions of tension in the Far East will be improved sufficiently at the time of expiration of the above-mentioned period, the two Governments will consult upon such measures as may be taken in the interest of mutual security in these islands.

4. Not only the inhabitants of these islands but the Japanese people in general fear that the United States may have the intention of holding its present position in these islands semi-permanently. However strongly it may be denied, such misgivings will not be removed so long as a fundamental

change

change in the Far Eastern situation cannot be foreseen and so long as the United States alone is to determine whether such a change has taken place. It would be possible to remove such misgivings if a time limit were set to the exercise of the civil powers by the United States.

The rights of the United States under the latter part of Article 3 of the Peace Treaty are deemed to be of a provisional nature. Therefore, if a mutual understanding such as has been suggested above is reached, it would help in placing on a more stabilized basis the present position of the United States in these islands as well as the relations between our two countries over this question.

別  
添  
丙

The Prime Minister and Foreign Minister received the United States Ambassador at the Foreign Ministry this morning.

During the visit which lasted for about an hour and a half, matters relating to the Prime Minister's prospective visit to the United States including the schedule were discussed.

Confidential

別  
添  
丁

Tentative Itinerary for Prime Minister Kishi's  
Visit to the United States

(April 13, 1957)

June 14, Friday	Lv. Haneda
	Arr. Honolulu
June 15, Saturday	Arr. San Francisco
June 16, Sunday	Lv. San Francisco
	Arr. Washington, D.C.
June 17, Monday )	Preparations and Rest
June 18, Tuesday )	
June 19, Wednesday )	(Official schedule) Formal Talks with the U.S. Government
June 20, Thursday )	
June 21, Friday )	
June 22, Saturday )	Rest
June 23, Sunday )	
June 24, Monday	Lv. Resting Place
	Arr. New York
June 25, Tuesday	In New York
June 26, Wednesday	Lv. New York
June 27, Thursday	
June 28, Friday	
June 29, Saturday	
June 30, Sunday	Arr. Honolulu
July 1, Monday	In Honolulu
July 2, Tuesday	Lv. Honolulu
July 4, Thursday	Arr. Haneda